

人間環境大学学費等納付金規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下「学則」という）第56条から第61条、および人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第51条から第56条の規定に基づき、人間環境大学（以下「本学」という）に在籍する学部学生、および大学院学生等（本学を志願する者、入学を予定する者を含む）が納付すべき入学金、授業料、教育充実費、施設設備費その他の納付金（以下「学費等納付金」という）について、金額、納付方法、その他必要な事項を定める。

(学費等納付金)

第2条 学費等納付金とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1)学費：入学金、授業料、教育充実費、施設設備費、資格課程費（教職課程費、保健師課程費）、実習費（助産学実習費、追実習料）、在籍料、復籍料、再入学料、科目等履修生、研究生、および聴講生受講料等
 - (2)受験料等：追試験受験料、再試験受験料
 - (3)入学検定料
 - (4)証明書等発行手数料
 - (5)延滞料
 - (6)実験・実習費
 - (7)その他の納付金：学生保険料、学生後援会入会金、および年会費、同窓会入会金、および同窓会費、健康診断受診料、学生証作成料、LMS(Learning Management System)登録料、生成AI登録料、非常食購入費、その他
- 2 前項第1号に関する納付金額については、別表1に定める。
 - 3 第1項第2号に関する納付金額については、別表2-1に定める。
 - 4 第1項第3号に関する納付金額については、別表2-2に定める。
 - 5 第1項第4号に関する納付金額については、別表2-3に定める。
 - 6 第1項第5号に関する納付金額については、別表2-4に定める。
 - 7 第1項第6号および第7号に関する納付金額については、別に定める。

(納付義務)

第3条 学生およびその保証人は、別表に定める学費等納付金を本学の定める期日までに納付しなければならない。ただし、その期日が金融機関の休業日に該当するときは、休業日の翌営業日を納付期日とする。

- 2 新入学者・編入学者・再入学者は、入学手続時に別表に定める当該年度の学費等納付金を納付しなければならない。

(学費等納付金の返還)

第4条 既に納付した学費等納付金は、返還しない。ただし、入学手続きに係る取扱いについては、この限りではない。

(学費等納付金の納付方法および納付期日)

第5条 第2条に定める学費等納付金は、該当年度の学費等納付金を前期、および後期の2回に分けて、次の期日までに大学が指定する方法により納付しなければならない。

前期分 4月20日

後期分 9月15日

- 2 新入学生（編・転入学生を含む）の入学時における学費等納付金は、別に定める期日までに大学が指定する方法により納付しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、資格課程費および、実習費の納付方法、時期等については、別に定める。

(長期履修者に係る学費等納付金の納付方法の特例)

第6条 大学院学則第5条第2項に定める規定により、長期の履修を認められた者（以下「長期履修者」という）にあつては、長期履修期間に限り、別表1に定める入学金を除く学費の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする）をもって1年間に納付する額とし、第5条第1項に定める期日までに、指定する方法で納付しなければならない。

(学費等納付金の延納)

第7条 第5条第1項の期日までに学費等納付金の納付ができない者は、次の期日までに延納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分延納願い 4月15日

後期分延納願い 9月10日

- 2 延納を許可された者は、次の期日までに納付しなければならない。

前期分 6月30日

後期分 11月30日

- 3 第1項の規定による延納を許可された者が、やむを得ない理由により前項に規定する期日までに学費等納付金の納付ができないときは、所定の期日までに再延納願いを提出し、許可を得なければならない。再延納を許可された者は、次の期日までに納付しなければならない。

前期分 7月10日

後期分 12月25日

- 4 国の高等教育の修学支援新制度の対象となった者は、前3項の規定にかかわらず、大学が指定する期日まで納付を猶予する。

(学費等納付金の分納)

第8条 第5条第1項による学費等納付金の納付ができない者は、次の期日までに分納願いを提出し、許可を得なければならない。

前期分分納願い 4月15日

後期分分納願い 9月10日

- 2 分納は、原則として4回の分割により、当該学期内に完納するものとする。
3 分納の各回の納付期日は、次のとおりとし、各回の期日までに、前期または、後期分の学費等納付金の4分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を納めるものとする。

前期分分納期日

第1回 4月20日まで

第2回 5月31日まで

第3回 6月30日まで

第4回 7月10日まで

後期分分納期日

第1回 9月30日まで

第2回 10月31日まで

第3回 11月30日まで

第4回 12月25日まで

- 4 各回の納付期日を超えて納付が確認できない場合、当該分納許可を取り消し、延滞料を徴収することができる。

(学費等納付金を滞納した者)

第9条 第5条、第7条および第8条に定める期日までに学費等納付金を納付しなかった者は、次の期日までに、別表2-4に定める延滞料、および滞納学費を納付しなければならない。

(納付期日)

前期分 7月20日

後期分 翌年1月20日

- 2 国の高等教育の修学支援新制度の対象となった者は、前項の規定にかかわらず、大学が指定する期日まで納付を猶予し、延滞料についてはこれを徴収しない。

(学費等納付金の滞納および除籍)

第10条 学生が第5条、第7条および第8条に定める期日までに学費等納付金を納付しなかった場合は、督促を行うものとする。なお、前期は7月10日まで、後期は12月25日までを最終納付期限とする。

2 本学は、督促を受けても納付がない者に対して、延滞料および、滞納学費等納付金の納付を求めるものとし、その期限を前期は7月20日、後期は翌年1月20日とする。なお、所定の期日（前期は9月15日、後期は2月末日）までに納付が確認できないときは、学則第26条第1項または、大学院学則第26条第1項に基づき除籍とする。

3 延滞料の納付のみでは、当該学期分の学費納付義務を履行したものとはみなさない。

4 第5条に定める期日までに学費等納付金を納付しない者は、当該学期の授業、試験、および成績認定を受ける資格を失う。ただし、分納または、延納の許可を受けた者については、この限りではない。

5 除籍となった者の在籍期間は、学費等納付金が完納された学期の末日までとする。

(復籍者の学費等納付金)

第11条 復籍を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表1に定める復籍料を納付しなければならない。

2 復籍を許可された者は、復籍する年度の所定の学費等納付金を納付しなければならない。

(再入学者の学費等納付金)

第12条 再入学を許可された者は、許可された日から3月31日までに別表1に定める再入学料を納付しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する年度の所定の学費等納付金を納付しなければならない。

(休学中の学費等納付金)

第13条 休学期間は、学費等納付金を免除する。ただし、別表1に定められた在籍料を納付しなければならない。

2 指定された期間内に在籍料を納付しない者は、休学許可を取り消す。

(復学した者の学費等納付金)

第14条 休学期間を経て復学を許可された者は、復学した月から当該学期の末日までの学

費等納付金を復学した月に納付しなければならない。

- 2 前項により納付する学費等納付金は、当該学期における授業料、教育充実費、および施設設備費の按分額とする。
- 3 復学の月が学期の初月である場合は、当該学期の全額を納付するものとする。

(外国留学者の学費等納付金)

第 15 条 学則第 23 条第 3 項に定める通り、留学期間は、休学の取扱いをしないものとする。従って、第 13 条の規定は、留学期間中には適用しない。

(編・転入学者の学費等納付金)

- 第 16 条 編・転入学を許可された者の学費等納付金は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。
- 2 編・転入学を許可された者の入学金は、入学を許可された年度の額とする。

(証明書等発行手数料)

第 17 条 本学の在学学生、卒業生、修了生、退学者、または除籍者（本学において研究生、科目等履修生、特別聴講学生、聴講学生として在学していた者を含む）が、所定の手続により証明書の発行を申請した場合には、別表 2-3 に定める証明書発行手数料を納付しなければならない。

(学生証再交付手数料)

第 18 条 本学の在学学生が学生証を紛失、または毀損した場合には、所定の手続により学生証の再交付を申請しなければならない。この場合、別表 2-3 に定める学生証再交付手数料を納付しなければならない。

(実験・実習費)

- 第 19 条 第 2 条第 1 項第 6 号に定める実験・実習費を必要とする授業科目を履修する者は、所定の費用を所定の期日までに納付しなければならない。
- 2 実験・実習費は、授業科目の受講にあたり必要となる教材費、材料費等の相当額とし、各年度、授業科目別に定め、通知する。

(その他の納付金)

- 第 20 条 学生は、在学にあたり、第 2 条第 1 項第 7 号に定める預り金・委託徴収金を大学が指定する方法により納付しなければならない。
- 2 預り金は、大学が管理し、必要に応じて指定用途に使用する。委託徴収金については、関係団体の指示に基づき適切に管理する。

(規程の主管部署)

第 21 条 この規程は、財務経理部が主管する。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が決定する。

(補足)

第 23 条 この規程に定めるものの他、学費等納付金の徴収に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 2 改正) は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 3 改正) は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 3 改正) は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 1 改正) は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 5 新設) は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 3 改正) は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度までの入学生のうち学部 4 年を超えて在学する者(休学中の在籍期間を除く)の学費は、なお従前のおりとする。

附則 この規程 (改正) は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 1 の改正) は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (別表 1~4 の改正) は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程 (改正) は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。